

松 田 町 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会 規 約

(会の目的)

第1条 この協議会は（以下協議会という。）は、民主政治の基盤である選挙の公明化の実現を期し、広く町民の間に明るく正しい選挙意識を醸成して、自主的な明るく正しい選挙運動を強力に展開することを目的とする。

(会の名称)

第2条 協議会は、松田町明るい選挙推進協議会と称する。

(会の構成)

第3条 協議会は町内の婦人会、青年団体、学識経験、文化、報道、産業経済の各界並びに関係諸団体の真に選挙の公明化の実現に努める有志からなる委員をもって組織する。

(会の事業)

第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、町の選挙管理委員会及び関係諸団体と連携協力して、次に掲げる事業を行う。

- (1) 平常時における明るい選挙啓発運動の企画及びその実施。
- (2) 各種選挙時における明るい選挙啓発運動の企画及びその実施。
- (3) 選挙法を守る運動その他明るく正しい選挙に関する各種事業の企画及びその実施。

(役員の構成及びその任期)

第5条 総会において指名委員（若干名）を選出し、指名委員による互選で役員を選出する。但し、その任期は2年とし再任は防げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 2名
- (4) 監 事 2名

(役員の職務)

第6条 会長は、会を代表するとともに協議会を招集し、また、協議会の常務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会費の徴収及び管理を行う。
- 4 監事は、会計の管理状況の監査をし、総会でその結果を報告する。

(会 議)

第7条 会議は、総会とし、会長がこれを主宰し必要があるときは、随時協議会を招集することができる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、賛否同数のときは会長がこれを決める。

(運 営)

第8条 会の運営は、会費、寄附金、助成金をもってこれに充て、会費は年間1, 200

円とする。

(会の事務局)

第9条 協議会の事務局は、当分の間松田町選挙管理委員会の事務局があたる。

第10条 会員に事故ありたるときは（他界）弔慰金3000円を贈るものとする。

(相談役)

第11条 必要に応じ、相談役を設けることが出来る。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項に関しては役員協議のうえこれを決める。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年9月16日から施行する。